

第5章 方法書に対する知事の見解及びそれに対する事業者の見解

第5章 方法書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解

平成22年1月20日付第200900161131号による方法書に対する知事の意見及びそれに対する事業者の見解は以下に示すとおりである。

1 総括的事項

(1) 環境影響評価の実施に当たっては、住民からの要望等に十分配慮するとともに、引き続き、積極的な情報公開に努めること。

事業者の見解

本組合は、毎月「国英だより」を発行する等、広く住民の皆様への情報提供に努めてまいりました。環境影響評価の現地調査は平成22年6月より開始し、平成22年11月、平成23年4月及び5月に地権者集落、調査地点のある集落及び河原町部落長会において現地調査結果の中間報告に係る説明会を開催する等、積極的な情報公開に努めてまいりました。さらに平成23年3月には処理能力の見直しを行ったことから、本説明会においてそれらの変更経緯についても併せて説明を行いました。また、本組合のホームページ上にてこれらの現地調査結果を公表しました。今後さらに積極的に情報提供を行ってまいります。

(2) 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、選定した項目及び手法の見直しを行い、必要に応じて、追加調査、予測及び評価を行うこと。

事業者の見解

大気調査については、主要な風向に位置する集落への影響だけでなく、すべての近隣集落への環境影響について調査及び予測評価を行う必要があるものと考え、対象事業実施区域東側の三谷地区及び西側の高津原地区についても新たに調査地点として追加し、予測及び評価を行いました。また、他の地点では大気質調査地点において土壌の調査も実施していることから、上記の2地点についても土壌の調査を追加しました。

水質及び底質調査については、ため池の管理者等との協議を踏まえ、方法書で記載した郷原地区のため池1カ所を取り止め、三谷地区のため池2カ所を追加することとした。また、上記ため池に接続する水路1カ所について追加することとしました。

騒音振動及び悪臭については、知事意見を踏まえ、敷地境界の地点を追加することとしました。また、工事車両や廃棄物運搬車両が河原インター線を利用することから、河原インター線沿道1地点を沿道の騒音振動調査地点として追加しました。

植物及び動物については、学識者等へのヒアリングの結果、周辺で確認される可能性がある猛禽類を対象とした調査を追加しました。また、現地調査で確認されたホンゴウソウ、ツキノワグマについては分布に関する情報を蓄積するため追加調査を行いました。

水生生物については、調査範囲を水質調査範囲と同範囲とし、周辺地域の水生生物相を把握するため、三谷川・柏谷川合流点付近、釜口地区排水路の2箇所を調査地点に追加することとしました。

(3) 環境影響評価の実施に当たっては、単に環境保全目標と比較するのではなく、現況の環境を極力悪化させないという観点から評価するとともに、環境影響評価の結果、環境保全措置を講じることとする場合は、環境影響への回避低減が最大限なされるよう、十分に検討し、その内容についても明らかにすること。

事業者の見解

環境影響評価の実施に当たっては、環境基準等との整合性の観点から環境保全目標等との比較を行うとともに、現況の環境を極力悪化させないという観点から事業者により実行可能な範囲内で環境影響の回避・低減が図られているかどうかについて評価を行いました。なお、環境影響評価の結果、環境保全措置を講じる場合には、環境影響への回避・低減が十分図られるよう検討し、その内容を記載しました。

2 個別事項

(1) 大気質について

ア 環境影響を受ける範囲について、方法書では、隣接する八頭町は、当該事業に係る環境影響を受ける範囲外とされているが、八頭町内においても大気質及び悪臭の測定箇所及び観測点を設置するなど、調査、予測及び評価を行った上で環境影響を受ける範囲かどうかを準備書において明らかにすること。

事業者の見解

方法書では、隣接する八頭町は当該事業に係る環境影響を受ける範囲外としていましたが、八頭町内においても大気質及び悪臭の測定箇所及び観測点を設置する必要性を踏まえ、八頭町に近接する河原町三谷地区の箇所を代表地点として考えました。また、この地区について調査予測及び評価を行い、環境影響を受ける程度を明らかにし、「第7章 7-1-1 大気質」にその内容を記載しました。

イ 当該事業は、「処理方式」「煙突高」「施設配置」「廃棄物の搬入経路（取り付け道路）」等について、現時点で不確定であるが、これらの不確定要素による不測の環境影響が生じないよう、十分に配慮して、調査、予測及び評価を行うこと。

事業者の見解

方法書では、「処理方式」、「煙突高」及び「廃棄物の搬入経路（取り付け道路）」等について不確定としていました。準備書では「煙突高」及び「搬入経路（取り付け道路）」は確定したものの、廃棄物の処理方式について方法書時点と同様に1方式に絞ることができないため、メーカーヒアリング結果を基に、予測に用いる各方式の諸元を設定しました。また、予測及び評価については、これに基づきすべての方式で実施し、「第7章 7-1-1 大気質」にその内容を記載しました。

ウ 逆転層の出現状況や隣接地に計画されている工業団地による地形改変など気象及び地形の地域特性等を十分に考慮した調査、予測及び評価を行うこと。

事業者の見解

煙突排ガスの短期平均濃度の予測に際しては、逆転層の出現状況を勘案のうえ、上層逆転時や接地逆転層崩壊時について予測評価を行い、「第7章 7-1-1 大気質」にその内容を記載しました。なお、工業団地を踏まえた予測については、現時点で公表された資料がなく、計画の内容が不明であるため、今後、計画の内容が明らかになった場合には、必要に応じて検討を行います。

エ 主要な風向に位置する集落への環境影響だけでなく、すべての近隣の集落への環境影響についても調査、予測及び評価を行うこと。

事業者の見解

大気調査については、主要な風向に位置する集落への影響だけでなく、すべての周辺集落への環境影響について調査及び予測評価を行う必要があるものと考え、対象事業実施区域東側の三谷地区及び西側の高津原地区についても新たに調査地点として追加し、調査、予測及び評価を実施し、「第7章 7-1-1 大気質」にその内容を記載しました。

(2) 悪臭について

施設から漏えいした場合の事業所敷地境界地点での環境影響及び大気質と同様に煙突排ガスによる環境影響についても調査、予測及び評価を行うこと。

事業者の見解

施設から漏えいした場合の事業所敷地境界地点での環境影響については、悪臭防止対策等の事業計画明らかにするとともに、類似事例を参照して予測評価を行いました。また、煙突排ガスによる環境影響は、臭気指数（臭気濃度）について、煙突排ガスの排出諸元、大気質の短期濃度予測の気象条件を用いて、大気拡散式により予測及び評価を行い、「第7章 7-1-4 悪臭」にその内容を記載しました。

(3) 騒音・振動について

調査、予測及び評価の地点として、事業所敷地境界地点を追加すること。

また、鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）第58条に規定する深夜騒音規制が適用されるので、留意すること。

事業者の見解

騒音振動については、敷地境界の地点を追加しました。また、施設騒音の評価に際しては、鳥取県公害防止条例（昭和46年鳥取県条例第35号）第58条に規定する深夜騒音規制が適用されることから、騒音規制法等に基づく規制基準に照らした評価のほか、当該規制基準との整合による評価についても行い、「第7章 7-1-2 騒音」及び「第7章 7-1-3 振動」にその内容を記載しました。

(4) 土壌について

煙突から排出される排出ガスのうち、特にばいじんによる周辺土壌への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

事業者の見解

煙突から排出される排出ガスについては、周辺土壌への影響との関連性を踏まえ、ダイオキシン類を対象として、調査、予測及び評価を行い、「第7章 7-3-2 土壌」にその内容を記載しました。

(5) 動植物・生態系について

ア 現地調査の結果、「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第2項及び政令で定める希少野生動植物種」、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例大51号）第2条で定める希少野生動植物及び特定希少野生動植物」、「文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく特別天然記念物及び天然記念物に指定された野生動植物」及び「レッドデータブックとつとりに記載された野生動植物」が確認された場合は、必要に応じて、その種に着目した追加調査、予測及び評価を行うこと。

事業者の見解

植物、動物、水生生物については知事意見で記載された文献に該当する種を注目すべき種とし、ホンゴウソウ、猛禽類、ツキノワグマについて追加調査を行ったうえで、予測及び評価を行いました。「第7章 7-4-1 植物」、「第7章 7-4-2 動物」、「第7章 7-4-3 水生生物」にその内容を記載しました。

イ 水生生物の調査範囲は、水質の調査範囲と同範囲とし、適切な調査地点を設定の上、調査、予測及び評価を行うこと。

事業者の見解

水生生物については、調査範囲を水質調査範囲と同範囲とし、周辺地域の水生生物相を把握するため、三谷川・柏谷川合流点付近、釜口地区排水路の2箇所を調査地点に追加し、予測及び評価を行いました。「第7章 7-4-3 水生生物」にその内容を記載しました。

ウ 生物多様性については、当該地域の自然環境と生物群集の分布、食物連鎖関係等の生態系の構造をよく把握した上で、可能な限り定量的に予測及び評価を行うこと。

事業者の見解

生態系の予測評価については、地域の生態系を模式化するなど生態系の構造を良く把握した上で、周辺の環境区分、造成計画を踏まえ、可能な限り定量的に予測及び評価を行い、「第7章 7-4-4 生態系」にその内容を記載しました。

(6) 景観について

霊石山、河原城、近隣集落等を調査対象にあげているが、因美線沿線など施工区域を視認できるその他の地点についても、調査、予測及び評価の対象に含めることを検討すること。

事業者の見解

方法書時点では、主要な眺望地点として霊石山、河原城、近隣集落等を調査対象にあげていましたが、因美線の電車内からも多数の人々に視認されることを勘案のうえ、車窓からの景観についても調査、予測及び評価の対象に含めました。「第7章 7-5-1 景観」にその内容を記載しました。

(7) 温室効果ガスについて

温室効果ガスの調査、予測及び評価に当たっては、エネルギーの有効利用（発電、廃熱利用等）を始めとした排出抑制対策等について検討し、その内容について、準備書に記載すること。

事業者の見解

地球温暖化の観点から、温室効果ガスの排出量は可能な限り抑制する必要があると考え、温室効果ガスの調査、予測及び評価にあたっては、発電などのエネルギー有効利用をはじめとした排出抑制対策等について検討のうえ、「第7章 7-6-2 温室効果ガス」にその内容を記載しました。